

報復処分撤回裁判勝利報告集会開催！

1月23日、東京地方裁判所は、報復処分撤回裁判で会社の主張を退け減給処分は無効という勝利判決を出しました。

新幹線地本は、判決当日、鍛冶橋交差点前でビラ配布行動を行い会社の不当性を明らかにしてきました。これまでも会社の不当性を職場から訴え他労組にも共感を得てきました。私たちの闘いが勝利を導いたのです。新幹線地本は判決を受けて直ちに報告集会を開催しました。



全体でこれまでの成果を確認！

報告集会は約100名の組合員・OBが参加し、勝利判決を全体で確認しました。成田委員長は①判決で会社の懲戒権乱用が認められた意義は大きい②しかし、判決で懲戒権乱用の根底にあるのは「JR東海労組織を破壊するために行ってきたこと」という点に触れていない③このことを職場から訴え広めていく必要があるとあいさつをしました。東海労本部、静岡地本、名古屋地本、新幹線関西地本、新幹線地本



OB会より勝利判決に対する連帯のあいさつがあり、長島弁護士は「懲戒権の乱用を認めたことは、会社はやってはいけないことを行ったということだ」「裁判所が会社の主張を退けた。この成果は非常に大きい」と訴えました。

東二運庭山分会長は、「プロジェクトをつくり全国に足を運んで会社の不当性を訴えてきた」「この闘いがあり勝利判決を向かえることが出来た。さらに職場から会社の理不尽に立ち向かっていく。斉藤書記長は①これまでのことが走馬灯のようにめぐりあまり眠れなかった②職場を変えることを目的に闘い勝利した。しかし、まだまだ闘いは続いていく③職場をさらに変えていく闘いを今後も継続して取り組んでいくと決意を述べました。

勝利の美酒を味わう！

報告集会終了後、懇親会を開催しました。勝利の酒は非常にうまい！

